

議案第 19 号

国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市国民健康保険財政調整基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、狭山市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条中「毎年度」を削り、「200 千円以上」を「当該積立てをする年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額」に改める。

第 6 条中「国民健康保険の保険給付費支払金の不足」を「国民健康保険財政の健全な運営に資するための財源」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により積み立てられている基金は、改正後の狭山市国民健康保険財政調整基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険法の改正による国民健康保険の広域化に伴い、基金の名称、設置の目的等を改めたいので、この案を提出するものである。